



第1. 設問1.

1. 本問Y社の取締役会(以下「本件取締役会」という。)の決議の効力は有効か。本件取締役会の招集通知が、取締役Bに送られていたことの問題となる。

2. 会社法上の取締役会を招集するには、「各取締役」に招集通知を送ることが必要とされている。本問においては、これを受けてY社定款23条項について、同様の規定が置かれている。

30) 上記本問においては、取締役Bに対して招集通知が送られておらず、法令違反・定款違反(以下「法令違反等」という。)がある。そこで、取締役Bは、本件取締役会の議題については、特別利害関係を有する特別利害関係取締役と該当することとなるので、その決議に参加することはできない(369条項)。そうすると、本件取締役会においては、取締役Bに通知をすることが必要であると考へられるので、以下、取締役Bに対する招集通知の要件を検討する。

(2) 本件取締役会の議題は、本件譲渡承認請求である。これはX社が、BからY社の株式400株を譲渡を受けたいことと認められるからである。

このように特別利害関係を有する場合は、会社とは相容れない特殊利害関係を有するかと判断すると、取締役Bは、本件譲渡承認請求の当事者である。Y社取締役会において承認される(1-5)。X社はY社株式400株を譲渡可能な立場であり、その承認について、可否審議の立場に立つ。取締役Bは本件譲渡承認請求に入社、会社とは相容れない特殊利害関係を有するといえる。そうすると、取締役Bは特別利害関係人といえるので、本件取締役会の決議には参加することはできない。取締役Bに招集

通知が送られていないとしても、法令違反には該当せず、決議は有効である。

B) 上記取締役会において決議の事項は、多様多様にわたり、必ずしも招集通知に記載の議題に限定されない。特に特別利害関係取締役は、当該議題の決議については決議に参加することができる。その審議・討論に参加することはでき、以上を併せて考へると、取締役Bに招集通知を送る必要があり、これに欠く場合は、法令違反となる。

4) 本問においては、本件取締役会の招集通知において、取締役Bに送られていない。法令違反である。

5) 会社法は、取締役の決議について、法令違反がある場合にどうして何を定められている。一般原則に従い、法令違反がある場合は、その決議は無効であると考へる。したがって、取締役Bに対して招集通知が送られていない、本件取締役会の決議の効力は無効である。

第2. 設問2.

1. X社がY社の定時株主総会における取締役選任決議(以下「本件決議」という。)の効力を争う方法としては、株主総会等決議取消の訴え(83条)に提起することと考へる。この訴えを提起するには、①提起権者が株主であること、②決議に法令等の違反があることが必要となる。X社がこれらの要件を具備しているか以下検討する。

2(1) 本問のX社はY社の株主といえる。

(2) X社はY社の株主Bと令和4年2月15日、株主Bが保有するY社株式400株を譲渡の契約を締結している。そして、これを受けて、X社とBは共同で令和4年4月12日、本件譲渡承認請求を提出している。Y社取締役会における承認請求は否決されているので、X社はY社との関係では、Y社株式を取得したことを主張し、Y社株主

(注意事項)
 1 答案用紙の種類
 本答案用紙は、商法の答案用紙です。
 民法、民事訴訟法の答案を本用紙に記載して提出した場合には、試験時間内に申出があった場合を除き、零点となります。注意してください。
 なお、試験時間中に答案用紙の取違えに気付いた場合には、試験監督員の指示に従ってください(試験時間終了後の答案用紙の取違えの申出は一切ありません。)
 2 答案用紙の取扱い
 答案用紙の取扱い。追加配布はしませんので、汚したり曲げたりしないでください。

3 答案作成上の注意
 1 答案は横書きとし、解答欄の枠内に頁数に従って書き進めてください。なお、解答欄の枠外(着色部分及びその外側の余白部分)に記載した場合には、当該部分は採点されません。
 2 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)で記載することとし、これ以外で記載した場合には無効答案として零点となります。
 3 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は別紙で、1行の場合は横線で消して、その次に書き直してください。
 4 答案用紙の裏面を書き進めて答案を作成した場合には、表が白紙のときは「裏に記載」、それ以外のときは「裏から記載」とだけ、試験時間中に表の解答欄に記載してください(試験時間終了後に記載することは認めません。)
 5 答案用紙の印刷の程には何も記載しないでください。
 4 その他
 解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案は無効答案として零点となります。

45 T-12のいとお男の。
 46 47 48 49 50 51
 52 (3) したがって X社 は Y社の株主といえる。
 53 3. (1) 次に、本件決議にかかる定時株主総会において、X社に対して招集通知が送られた
 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100
 招集の年報に法令違反があるといえる。
 4. 以上より、Y社が、株主X社に対して定時株主総会の招集通知を送らなかつたこと
 は法令違反あり、X社は、株主総会等決議取消の訴えを提起し、決議の効力を争うこと
 ができるといえる。

1 第1設問3.
 1. 本問において、Y社株式のBを起点にX社及びAは多環状構造を成している。Aは先に
 Y社の株主名簿の名義書換えをしている。このため、X社はY社の株主であることと、
 T株式会社、TはY社に対して株主であることについて主張する。反面、Y社はAを株主として扱
 っていることとなる。このため、X社はY社に株主であることと主張しているため、本件決議
 を争うことができるといえる。
 2. さらにY社がAを株主として扱っていることについて、信義則(民法1条2項)に違反する情
 がある場合には、X社はY社に対して株主であることと主張することができるといえる。よ
 りY社の決議に違反する場合は、Y社は背信的悪意がある場合と考える。
 (1) ① Aは、Bが保有する株式を既にX社に譲渡していることと知っていたにもかかわらず、
 Bに対して株式を譲渡する旨に提案をし、株式を取得している。よって、X社はAの提
 案を拒絶しているのを知り、AがBから株式を取得し、株主名簿の名義書換えをすること
 は、X社に対して背信的悪意があるといえる。よってAは、Y社の代表取締役であるため、Aは
 Y社と同視することになる。したがってY社は、背信的悪意があるといえる。
 (2) よってY社は、株主名簿のAの名義書換えを、X社の株主であることと
 して信義則に反し争うことができるといえる。Y社はX社を株主として扱わなければならない
 といえる。
 3. よって本件決議にかかる株主総会が除通知でX社に対して送らなかつたことにより、
 招集の年報に法令違反があるとして、X社は株主総会等決議取消の訴えを提起して
 本件決議の効力を争うことができる。
 以上

【コメント】

設問1は問題提起から非常に丁寧に論述されていました。Bに招集通知を発する必要がある点までをきちんと認定できていたのは素晴らしいです。もうひとつ、決議の結果に影響を及ぼす特段の事情の有無についても検討できるとより良かったかと思えます。

設問2は不当拒絶と認定した上で、招集通知の問題についてまで論じることができており非常に素晴らしいです。ここまで論述できた方は少なかったです。

設問3は、民法177条と同様の発想をすることがポイントで非常に難問でしたが、現場で民法の二重譲渡の発想を思いついて答案でも展開している点は素晴らしいです。参考答案とは異なりますが、背信的悪意者という立論も十分にあり得るかと思えます。会社法130条1項を指摘できなかったのはもったいなかったですが、難問だったのでよく書けていると思います。